

<告示校で日本語を教えるための教員要件のお知らせ>

留学の在留資格で留学生を受け入れる日本語学校では、法務省入国管理局が定めた「日本語教育機関の告示基準」を満たさなければなりません（満たした学校を法務省告示校といいます）法務省告示校で日本語を教える場合、大きく次の 3 つのうちいずれかを満たす必要があります。

- (1) 大学、大学院で日本語教育課程（主専攻、副専攻）を修了された方
- (2) 「日本語教育能力検定試験」に合格された方（学歴は問いません）
- (3) 大学卒業以上の学歴の方で、文化庁に届出を出している 420 時間以上の日本語教師

養成講座を修了された方

当講座は (3) に該当いたします。